

検討状況のアンケート結果（都道府県・市区町村） ※1月6日時点

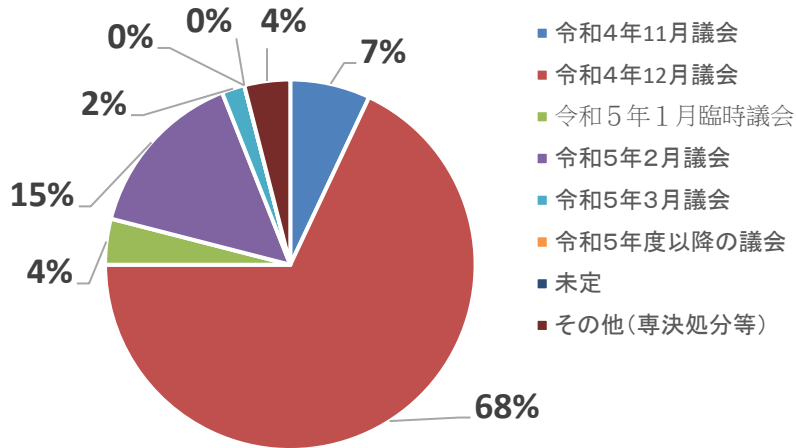
参考資料
(厚生労働省提出資料)

○ 本事業の実施に向けた地方議会での予算案の提案・議決時期

(都道府県)

回答数：47自治体

令和4年11月議会で提案・議決済み	3
令和4年12月議会で提案・議決済み	32
令和5年1月臨時議会で提案・議決予定	2
令和5年2月議会で提案・議決予定	7
令和5年3月議会で提案・議決予定	1
令和5年度以降の議会で提案・議決予定	0
未定	0
その他(専決処分等)	2

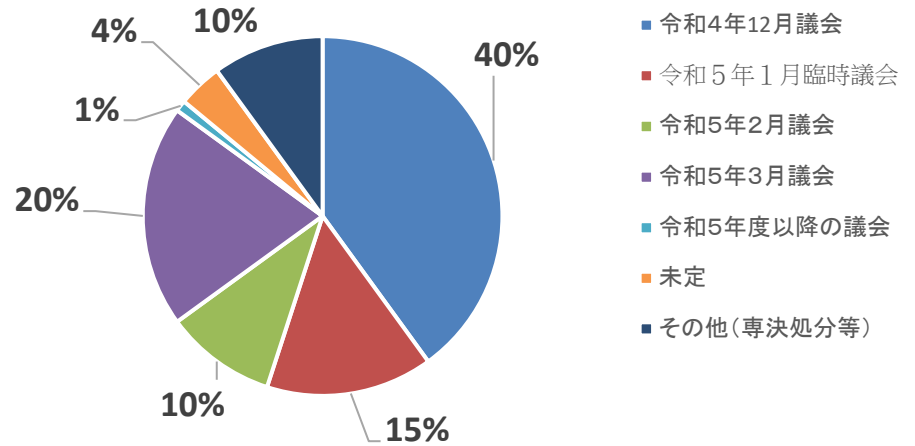


○ 本事業の実施に向けた地方議会での予算案の提案・議決時期

(市区町村)

回答数：1741自治体

令和4年12月議会で提案・議決済み	694
令和5年1月臨時議会で提案・議決予定	261
令和5年2月議会で提案・議決予定	171
令和5年3月議会で提案・議決予定	357
令和5年度以降の議会で提案・議決予定	16
未定	69
その他(専決処分等)	173

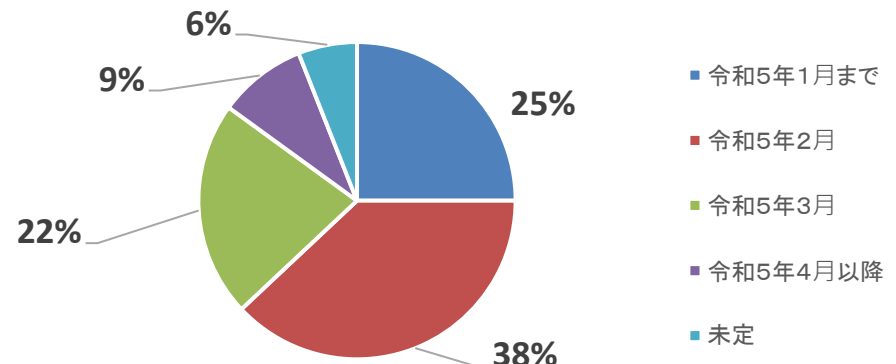


○ 事業の開始時期（目処・予定）

(市区町村)

回答数：1741自治体

令和5年1月まで	433
令和5年2月	657
令和5年3月	393
令和5年4月以降	151
未定	107



出産・子育て応援交付金事業を開始している自治体の取組事例

- 令和5年1月以降に事業を開始した市町村の中には、これまでの市独自の取組を活かしながら、国から提示した出産・子育て応援交付金の事業内容と組み合わせた様々な創意工夫の取組が始まっている。
- 今後の事業の効果的・効率的な運営の参考に資するよう、
令和5年3月3日に、出産・子育て応援交付金事業の事例集（第1版）を公表したところ。
- 事例集で紹介している特徴的な取組事例の概要は下記のとおり。



事例集は厚生労働省HPに掲載

(上記QRコード参照)

市町村	出生数 総人口	出産・子育て応援交付金事業の特徴的な創意工夫の取組	事業 開始日
①栃木県さくら市	314人 約4.4万人	全ての妊産婦の状況を定期的かつきめ細かく把握する観点から、 妊娠34週頃 は希望者等のみでなく 全妊婦への電話相談 、出生後は 産後2週間頃の全産婦への電話相談 を実施し、接触機会を増加	R5.1.1
②大阪府大阪狭山市	463人 約5.8万人	面談に確実につなげる観点から、 妊娠届出の面談実施後 に出産応援ギフト以外に「 妊産婦タクシーチケット 」を配布、 妊娠8ヶ月頃の面談実施後 に「 育児パッケージ 」を配布	R5.1.1
③三重県桑名市	897人 約13.9万人	身近な場所で気軽に面談を受けることができるよう、 妊娠8か月頃の面談 を、市の窓口(オンライン含む)以外に、 地域子育て支援拠点(4か所) や 福祉なんでも相談センター(3か所) でも実施	R5.2.1
④神奈川県平塚市	約1,400人 約25.8万人	妊娠届出の面談時に管理栄養士による栄養指導の実施と葉酸サプリを配布。 出産・子育て応援ギフト は、 スターライトマネーと現金の選択制(前者は現金より5%インセンティブを上乗せ)	R5.2.1
⑤山口県防府市	約800人 約11.4万人	アンケート回答、面談予約や情報発信に 母子手帳アプリ「母子モ」 を活用。 出産・子育て応援ギフト は市内の取扱店舗で利用できる「 ほうふっ子出産・子育て応援クーポン券 」を支給	R5.1.1
⑥福岡県宇美町	約280人 約3.7万人	子育て応援アプリ「うみによん」 に、妊娠期の情報発信や妊娠7ヶ月頃のアンケート配信・回答の機能を付加して活用	R5.1.12
⑦福岡県北九州市	6,304人 約92.8万人	アンケート回答、面談予約や情報発信に 母子手帳アプリ「母子モ」 を活用。 出産・子育て応援ギフト の 独自の電子申請システム を構築し、支給事務等を民間事業者に委託して実施	R5.2.20

伴走型相談支援の効果的な実施（記録の管理・関係機関との共有・連携）



【全ての面談・情報発信等で共通】

- 伴走型相談支援として実施する3回の面談や、その後の情報発信・随時の相談受付を**効果的に実施**するため、**面談等の相談記録の管理**や、**関係機関との連携**を適切に実施する。

【面談等の相談記録の管理】

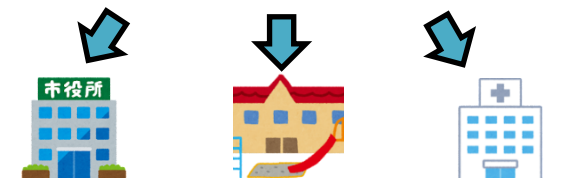
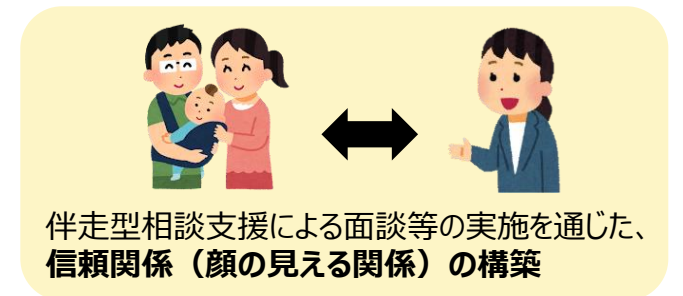
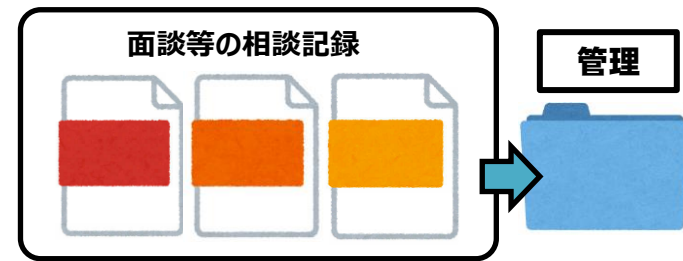
- ・ 面談等の対象者から提出のあった妊娠届出時アンケート等や子育てガイドを含む面談等の相談記録を適切に管理する。

【関係機関との共有・連携】

- ・ 出産・子育て応援ギフト申請書等により取得することとしている、妊婦や子育て世帯からの関係機関等との必要な情報の確認や共有に係る同意に基づき、必要に応じて関係機関とも面談等の相談記録を共有し、密に連携を図りながら伴走型相談支援を実施する。

また、

- ① 1回目の面談は子育て世代包括支援センターで実施するが、2回目以降は地域子育て支援拠点等に委託して面談を実施する場合、
- ② 妊婦等が他の市町村に転出する場合や里帰り出産をする場合、などについて、相談記録を確実に引き継ぎ、支援をつなげていく。



本人の同意のもと、関係機関とも共有

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴走型の相談支援を通じて、**担当職員と支援対象者との信頼関係（顔の見える関係）を構築**するとともに、**面談等の相談記録**を適切に管理し、**本人の同意のもと関係機関とも共有**することで、これまで以上に効果的な支援を実施する。